

十六世紀六位外記史考証

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本歴史研究専攻 森田 大介

要 旨

十六世紀は、『中原康貞記』や『中原康雄記』などの古記録があるものの、地下官人に関する研究が停滞している。その理由は、『中原康貞記』と『中原康雄記』が全面的に翻刻されていないことや、当該期の六位外記史に関する職員録がない点にある。

そこで、本稿は、基礎的な作業となるが、十六世紀に現われる外記局・弁官局の六位外記史の系統・官職・在職時期などの考証を行う。これによって、中世から近世に至る六位外記史や外記局・弁官局の実態を解明するための礎を築くものである。

その結果を述べると、まず、十五世紀半ばの外記局の構成員一族は、隼人正流中原氏と「種」流清原氏となっていたが、長祿年間（一四五七～一六〇〇）を境に「種」流清原氏は姿を消し、それに代わって「賢」流清原氏が出現する。そのため、十六世紀は、隼人正流中原氏と「賢」流清原氏が外記を本官として活動する。十七世紀初頭には、隼人正流中原氏の康政と、「賢」流清原氏の賢好が、出家・引退してしまうものの、藏人方出納を輩出していた中原氏や、京近郊で郷土となっていた隼人正流中原氏の傍流から、新たに六位外記となる一族が現れる。弁官局では、十六世紀前半に三善氏に加わるが、同時期に高橋氏がいなくなる。しかし、高橋氏は後陽成天皇の在位期に再興されるので、十六世紀末から十七世紀初頭に史を本官とする一族は、安倍氏・高橋氏・虫鹿流小槻氏・三善氏の四氏構成となる。これらのことにより、両局ともその構成は、十五世紀半ばから十六世紀末に至るまでいまだ流動的な状況にあったと判断されるのである。

十六世紀の六位外記史の多くが「両局兼帯」していたことも確認できる。この「両局兼帯」の一般化によって、両局は多数の構成員一族で運営されることになり、それぞれの局内にある特定の構成員一族が六位の極職となる官職を目指し、それ以下の官職を家業習得の場として請け負っていく「下級官吏請負」の仕組みは崩れた様子がうかがえる。当該期は、家業習得や極職になることを目的として下臈から上臈に昇っていく階梯を少数の構成員一族が独占し請け負っていくのではなく、行事運営を支えるためにそれぞれの局を構成する一族が、両局の枠を超えて外記と史の両方を請け負う状態となったと捉える方が妥当である。

こうして両局は、「下級官吏請負」の進行がもたらした人員不足と、それに伴う少数の構成員一族による局内運営という組織運営上の構造的欠陥を克服し、組織の統廃合や改編を経ることなく近世へと存続したと考えられるのである。

キーワード…六位外記史 十六世紀 両局兼帯 外記局 弁官局

はじめに

- 一. 隼人正流中原氏
 - 二. 虫鹿流小槻氏
 - 三. 安倍氏
 - 四. 「賢」流清原氏
 - 五. 三善氏
 - 六. 高橋氏
- おわりに

はじめに

太政官の事務局にあたる外記局と弁官局に所属する地下官人は、公家社会の実態や朝廷の組織体制を解明する鍵として、時代を問わず研究が重ねられてきた。とりわけ十五世紀は、外記局の上首である中原師郷の『師郷記』や、同局で権大外記を務めた中原康富の『康富記』のほか、弁官局の上首となった壬生晴富と大宮長興の日記もまとまって残存しているため、多角的な視点から研究が蓄積されてきた。とくに、両局内で実務を担当した六位外記と六位史については、目覚ましい研究成果があげられている⁽¹⁾。

しかし、十六世紀は、康富の子孫である中原康貞の『中原康貞記』⁽²⁾や、すでに書誌学的分析が加えられている『中原康雄記』⁽³⁾があるにも関わらず、十五世紀に比して格段に研究が停滞している。その理由は、『中原康貞記』と『中原康雄記』が全面的に翻刻されていないことや、当該期の六位外記史の職員録がないため、人員も正確に把握されていない点にある。具体的には、外記をまとめた『外記補任』⁽⁴⁾と、史の補任次第書である『官史補任』⁽⁵⁾の後欠年次を補うために中島善久氏が作

成した『官史補任稿 室町期編』⁽⁶⁾が、明応九(一五〇〇)年で途切れているのである。さらに、天保十三(一八四二)年に北面の侍であった三上景文が編纂しはじめた地下諸家の家伝『地下家伝』⁽⁷⁾も、当該期の六位外記史を全て網羅していない。

また、井上幸治氏が、十五世紀半ばに六位外記の隼人正流中原氏が史を兼ね、応仁・文明の乱以後に六位史の安倍氏や高橋氏、虫鹿流小槻氏が外記を兼ねることを明らかにされ、十六世紀を通じてこの状況が維持されたと論じている⁽⁸⁾。ところが、当時の実態が詳細に論究されているのは隼人正流中原氏のみ⁽⁹⁾であり、実際に六位外記史のいわゆる「両局兼帯」⁽¹⁰⁾が、一般的な現象となっていたのかという点も、なお検討を要する課題となっている。したがって、総体的に当該期の六位外記史を確認しなければ、中世から近世にかけてのその構成の変化や有様は解き明かせないのである。そして、このような問題を追究することは、六位外記史の実態に留まらず、朝廷の組織機構のあり方を明らかにするうえでも重要な取り組みになると考える。

そこで、本稿では、基礎的な作業となるが、十六世紀に現われる六位外記史(隼人正流中原氏・虫鹿流小槻氏・安倍氏・「賢」流清原氏・三善氏・高橋氏)の系統・官職・在職時期などの考証を行う。これにより、中世から近世に至る六位外記史や外記局・弁官局の実態を解明するための礎を築きたい。

一・隼人正流中原氏

十六世紀の隼人正流中原氏に関しては、井上幸治氏が詳細な検討を行っている⁽¹¹⁾。したがって、本章では井上氏の研究に依拠しながら、当該期の隼人正流中原氏について総体的に考証する。

この時期の隼人正流中原氏には康友・康貞・康雄・康政の四人が認められる。まず、それぞれの閲歴を確認する。

中原康頭の養子⁽¹²⁾で康貞の兄である康友⁽¹³⁾は、大永元(一五二二)年三月十七日付「十年労帳」⁽¹⁴⁾に閲歴が記されている。それによれば、

十年勞

太政官

權少外記正六位上中原朝臣康友

歷一卅四年^(朱書)

長享二年七月任權少外記^(四八八)

明応五年七月兼右少史^(四九六)

永正三年十二月兼少内記^(五〇六)

(中略)

永正十八年三月十七日^(大永元年)

とある。康友は、權少外記任官後、右少史と少内記を兼ねているが、父祖が昇った五位と、極官の權大外記には到れなかったことが明らかになっている⁽¹⁵⁾。井上氏は、これに伴う隼人正流中原氏の身分・地位の低下は避けられず、この一族が局務清原氏に対する依存度を高めていく契機になったと指摘する⁽¹⁶⁾。

弟の康貞も康頭の養子である⁽¹⁷⁾が、その閲歴は、すでに明応四年正月には外記として活動しており⁽¹⁸⁾、永正五年に三臈⁽¹⁹⁾だった臈次が、大永七年には一臈となっている⁽²⁰⁾。永正元年二月には右少史としての活動もみられる⁽²¹⁾。少内記としての活動の初見は文亀元(一五〇二)年二月となる⁽²²⁾。そして、享祿三(一五三〇)年正月に造酒正代として参仕⁽²³⁾して以降、活動が確認できなくなる。

康雄については、天正六(一五七八)年正月六日付「十年労働文」⁽²⁴⁾に閲歴が記載されている。

十年勞

太政官

少外記正六位上中原朝臣康雄 歷五十年

大永八年四月任權少外記^(享祿元年)

天文二年二月兼少内記^(五三三)

同四年六月兼隼人正

同七年三月転少外記

同十年二月二月兼右大史

(中略)

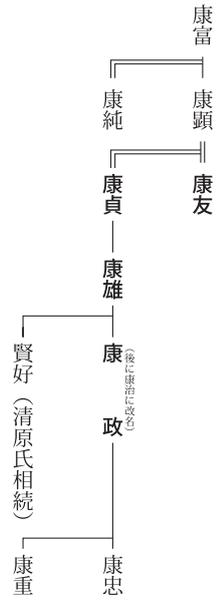
天正六年正月六日

康雄は、享祿元年四月に權少外記となった後、天文七年に少外記に転じている。また、同二年には少内記を兼ね、同十年に右大史も兼官したとある。ただし、康雄は享祿三年十二月に右少史に任じられ⁽²⁵⁾、天文十年正月に左少史となっている⁽²⁶⁾。そのため康雄は、右少史から左少史に昇る階梯を経て右大史に任官したことがわかる。

康政は、永祿七(一五六四)年三月に權少外記と右少史に任じられ⁽²⁷⁾、元龜三(一五七二)年十一月に左少史に転じ隼人正も兼ねる⁽²⁸⁾。天正四年二月には少内記を兼官する⁽²⁹⁾。

つぎに系譜を検討する。井上氏によると、当初、隼人正流中原氏の嫡流が世襲する隼人正には康友が任じられていた⁽³⁰⁾が、永正六年以前に康友から康貞に譲られたとされており⁽³¹⁾、康貞の系統が嫡流として十七世紀前半まで確認できる(系図一参照)。しかし、慶長六(一六〇二)年五月に「去年^(譯版)ムホン人ノ金願之由有」ったことから、「六位少内記^(中原)康政」が「伏見城へ一昨夕坎ツレテ行」かれた結果と思われるが⁽³²⁾、康政の六位外記史としての活動も、この年以降は確認できなくなるのである。その後、康政は外記局から引退・出家し、子弟も康政の跡を継承しなかった⁽³³⁾ため、南北朝期より六位外記史として朝廷に出仕してき

系図一 隼人正流中原氏系図



※「中原康富家系図并康雄以来之口宣案」(国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収)を基に作成。

※養子の場合は一線をを用いて表す。

※『宣胤卿記』永正八年十二月二十一日条より康友を兄とし、康貞を弟とする。

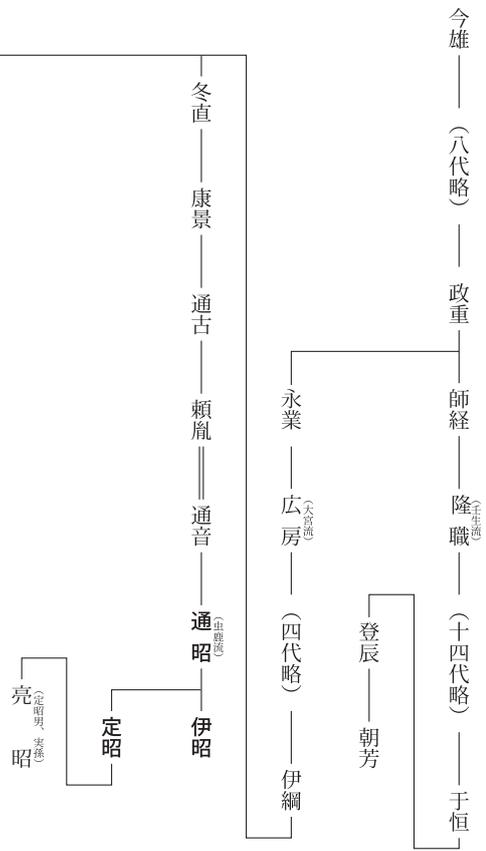
た隼人正流中原氏は途絶したことがわかる。

ところが、同十年に隼人正流中原氏とは別系統の中原氏で蔵人方出納平田家の傍流にあたる深尾職久⁽³⁴⁾の子息である生職が「中原康致^(取九)中絶之跡相統」⁽³⁵⁾し、康貞の系統が再興される。さらに、元和七(一六一二)年に「中原康継・康純・康友三代之後」の後裔で山城国川嶋村で郷士となっていた山口継友の次男生友が、母の由緒をもって権少外記に取り立てられ⁽³⁶⁾、康友の系統も十七世紀前半に再び興される。これ以後、生職の系統は中原姓平田家⁽³⁷⁾、生友の系統は中原姓山口家⁽³⁸⁾として存続していくことになるのである。

二. 虫鹿流小槻氏

虫鹿流小槻氏は、官務を輩出する大宮家から南北朝期に分流した一族である。それゆえ、十四世紀からこの一族の動向が確認できる。十六世紀には、十五世紀の最末から活動しはじめた通昭に加え、その息子である伊昭⁽³⁹⁾と定昭⁽⁴⁰⁾を確認できる。なお、定昭が生まれたとされる

系図二 小槻氏系図



※「尊卑分脈」「小槻氏」項、『系図纂要』「小槻氏(大宮)」項、「小槻氏(虫鹿)」項、『地下家伝』「五、虫鹿、元安田、姓小槻」項を参考に作成。

※養子の場合は一線をを用いて表す。

天文十九(一五五〇)年⁽⁴¹⁾よりも前に伊昭は朝廷への出仕を開始している⁽⁴²⁾ので、二人は兄の伊昭と弟の定昭という兄弟関係にあったことが理解できる(系図二参照)。

しかし、虫鹿流小槻氏の系譜を載せる『地下家伝』「五、虫鹿、元安田、姓小槻」項には、定昭とそれに連なる系統の記載はあるものの、伊昭に関する記述は見当たらない。これは、永禄六(一五六三)年三月の春日祭を最後に伊昭が史料上から見られなくなり⁽⁴³⁾、その翌年に定昭が右少史に任官している⁽⁴⁴⁾ことから、虫鹿流小槻氏の嫡流が定昭系統の小

槻姓虫鹿家⁽⁴⁵⁾に移ったためと考えられる。すなわち、伊昭の後継者として定昭が史に任じられた結果、嫡流から外れた伊昭は『地下家伝』の記載から除外されたのである。以下、通昭・伊昭・定昭の三名について考証する。

小槻通昭

通昭の閲歴は、大永元（一五二二）年三月十七日付「十年労帳」⁽⁴⁶⁾によると、

十年労

太政官

（中略）

左少史正六位上小槻宿禰通昭

明応九年十二月任左少史

文亀二年五月兼東市正

永正七年正月兼権少外記

（中略）

永正十八年三月十七日

となっている。『地下家伝』「五、虫鹿、元安田、姓小槻、通昭」項の閲歴とも一致しているが、『地下家伝』には「天文十五年十二月二十日転右大史」という項目が付け加えられている。これに関して『中原康雄記』天文十五年七月二十七日条によれば、「○通昭」⁽⁴⁷⁾が「武家若公御叙爵宣下」⁽⁴⁸⁾に参仕しているとあるので、通昭の右大史任官は間違いない。

同二十三年三月までは朝廷に出仕していたことが確認できる⁽⁴⁷⁾ものの、翌年三月に行われた春日祭において息子の伊昭⁽⁴⁸⁾は、「亡父二年服」を理由に南都下向を三善治氏と代わっている⁽⁴⁹⁾。そのため、通昭は天

文二十三年三月から弘治元（一五五五）年三月までの間に死去したと考えられる。

小槻伊昭

伊昭の閲歴は不明であるが、天文十四（一五四五）年には外記として白馬節会に参仕し⁽⁵⁰⁾、翌年の「○公將軍宣下」⁽⁵¹⁾には史として参仕している⁽⁵²⁾ことが確認できる。また、虫鹿流小槻氏が世襲する東市正には、弘治元（一五五五）年ごろに任じられたと思われる⁽⁵²⁾。

少内記の所役に従った事例もある⁽⁵³⁾が、『中原康雄記』天文十六年正月五日条によれば、

同正月五日、叙位、（中略）、外記盛厚、外記通昭、外記賢久、少内

記康雄、少内記賢久、賢久在国ニテ外記⁽⁵⁴⁾治氏為⁽⁵⁵⁾語参勤、少内記⁽⁵⁶⁾

伊昭為⁽⁵⁷⁾語参勤事、欠ノ時者少内記不⁽⁵⁸⁾兼相語少内記從⁽⁵⁹⁾役ギ⁽⁶⁰⁾例アル

ニヨリテ也、（下略）

とあり、伊昭が在国している清原賢久に代わって少内記役を務めたのは、少内記を欠いているときに、それを兼ねていないものがその役儀に従った先例があるからであった。つまり伊昭は、少内記不在時の措置としてその所役に従事したのであって、決して少内記を兼官していたわけではないことに注意する必要がある。そして、先述したように永禄六（一五六三）年三月以降、伊昭は史料上から見えなくなる⁽⁵⁴⁾。

小槻定昭

定昭の閲歴を『地下家伝』「五、虫鹿、元安田、姓小槻、定昭」項から確認してみると、

天文十九年 月 日 生

叙位年月不詳

永祿七年八月廿六日 任右少史十五歳

天正十四年九月十一日 転左少史廿七歳

慶長十八年十一月十九日 転右大史六十四歳

同十九年四月廿七日 死六十五歳

となるが、定昭が永祿七年に右少史に任じられ、天正十四年に左少史となり、慶長十八年に右大史に昇った徴証は得られない。ただし、永祿十二年十二月九日に行われた「春日 遷宮木造日時定」に「史 小槻宿禰定昭」として現われる⁽⁵⁵⁾ため、定昭が史に任じられていたことに疑いはない。また、慶長五(一六〇〇)年正月一日に開催された元日節会に参仕している「史定晴」は、定昭のことを指していると思われる⁽⁵⁶⁾。このように『地下家伝』には、定昭の史任官に関する閲歴のみが記載されているが、永祿九年三月十八日の開催が延期となった「伊勢内宮遷宮山入之日時定宣下」には、「外記定昭」が「初参」する予定であったという⁽⁵⁷⁾。それゆえ、定昭は外記を兼ねていたことが判明する。すなわち、定昭も朝廷に出仕しはじめた永祿年間(一五五八〜七〇)の中ごろには、「両局兼帯」していたことがわかるのである。なお、この一族が世襲していた東市正に任官した形跡はない。

三. 安倍氏

通字に「盛」を使用する安倍氏は、鎌倉後期より右少史から左少史を経て右大史に昇る一族⁽⁵⁸⁾であり、近世には安倍姓山口家⁽⁵⁹⁾となる存在である(系図三参照)。この一族は、六位層の官人として実務に携わりながら、上首となる官務家の壬生家で家政職員としても活動している。例えば、十五世紀の盛久と盛俊は、壬生家が発給する書状の奉者と

なっている⁽⁶⁰⁾。とくに盛俊は、当時の官務である大宮長興に推挙を乞わず、前官務の壬生晨照の推挙によって右少史に任じられたとされている⁽⁶¹⁾。さらに、十五世紀後半から十六世紀初頭に活動がみられる盛遠⁽⁶²⁾も、壬生家の書状の奉者となっている⁽⁶³⁾。

それ以降では、盛貞・盛徳・盛躬・盛厚・盛勝の存在が認められる。しかし、管見の限り、盛貞・盛躬は一度しか行事に参仕しておらず⁽⁶⁴⁾、盛徳も小除目の際に「権少外記」盛徳と見えるのみである⁽⁶⁵⁾。ただし、盛躬は壬生家発給の書状の奉者となっており、ことが確認できる⁽⁶⁶⁾。盛厚も壬生朝芳の売券の請人となったり⁽⁶⁷⁾、朝芳の使者として活動したりしている⁽⁶⁸⁾。そのため、壬生家と安倍氏の主従関係は、十六世紀になっても継続していたと判断できる。以下、閲歴を明らかにできる盛厚と盛勝について考証する。

安倍盛厚

盛厚が安倍氏に出自を持つことに疑いはないが、盛厚が現れるより前に活動していた盛遠などとの親族関係は不明である。生年も詳らかにできないが、子息の盛勝が慶長十九(一六一四)年に右大史となる⁽⁶⁹⁾ため、『兼見卿記』文禄二(一五九三)年二月二十七日条に見られる「大史」は盛厚に間違いはない。つまり、盛厚は少なくとも文禄二年までは生存が認められるのである。

閲歴は、天正六(一五七八)年正月六日付「十年労働文」⁽⁷⁰⁾によると、

十年勞

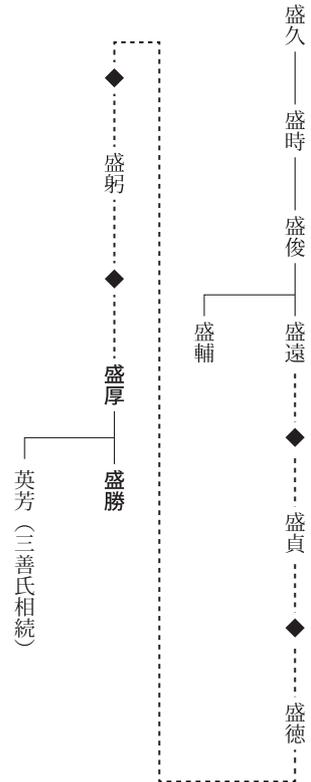
太政官

(中略)

右大史正六位上安倍朝臣盛厚 歴四十一年

天文三年正月任右少史

系図三 安倍氏系図



※「安倍氏（安大史家）略系図」（中島善久編著『官史補任稿 室町期編』日本史料研究会研究叢書一、日本史料研究会企画部、二〇〇七年）と『地下家伝』「五、山口、姓安倍」項を参考して作成。
 ※盛遠・盛貞・盛徳・盛躬・盛厚の間には親族関係が想定されるが現時点では不明。近親関係が不明な場合は、系図の間に◆を付し……を用いて表す。

- 同七年二月 転左少史
- 同十年二月 兼少外記
- 同十年三月 任右大史
- (中略)
- 天正六年正月六日

とある。盛厚は、天文三年に右少史となり、左少史を経て同十年三月に右大史になると同時に少外記も兼ねたことがわかる。一方、『地下家伝』「五、山口、姓安倍、盛厚」項は、盛厚の右大史任官を天正十六年二月十一日としており、同日に東市正も兼官したとする。これに関して、盛厚は永禄十（一五六七）年の段階ですでに「安大史」と呼ばれている⁽⁷¹⁾ことから、それ以前に右大史になったと判断できる。したがって、

盛厚の右大史任官を天正十六年とする『地下家伝』の記載は誤りとわかる。加えて、盛厚が東市正を兼ねていたことも同時代の史料からは確認できない。

ほかにも『言継卿記』には、盛厚が足利義榮の叙爵宣下⁽⁷²⁾と一条兼冬の関白宣下⁽⁷³⁾に少内記として参仕したと記録されている。ところが『中原康雄記』によると、盛厚は義榮の叙爵宣下に少内記ではなく史として参仕したとある⁽⁷⁴⁾。そして、兼冬の関白宣下では「外記・史・少内記等参陣」⁽⁷⁵⁾したことが述べられているが、誰が何の所役を担当したのかという点を明らかにするまでには到らない。さらに、この時期の少内記は中原康雄⁽⁷⁶⁾と清原賢久⁽⁷⁷⁾である。これらのことにより、盛厚を少内記とする『言継卿記』の記述も誤記と考えられる。

安倍盛勝

『地下家伝』「五、山口、姓安倍、盛勝」項によると、盛勝は「盛厚男」である。閱歴は、

- 永禄十年 月 日 生 ^(一五六七)
- 天正三年三月廿一日 叙従六位上 ^{(一五七五) 九歳}
- 同年十月廿八日 任右少史
- 同日 兼権少外記
- 慶長六年三月廿二日 転少外記 ^(一六〇二)
- 同七年十二月廿六日 兼少内記
- 同十八年十一月十九日 転左少史
- 同十九年十月二日 転右大史
- (下略)

とされているが、天正三年十月に右少史と権少外記に任じられた徴証は

確認できない。ただし、同六年の元日節会では、外記と史の担当が「六位外記盛勝^(安徳)、史盛勝」になったので「外記役盛厚^(安徳)為代勤^(安徳)役之」⁽⁷⁸⁾とあるように、盛勝は外記と史のうち外記の所役を父の盛厚と代わっているものの、外記と史を兼ねていたことがわかる。したがって、天正六年までに盛勝は、「両局兼帯」したと理解できる。

四・「賢」流清原氏

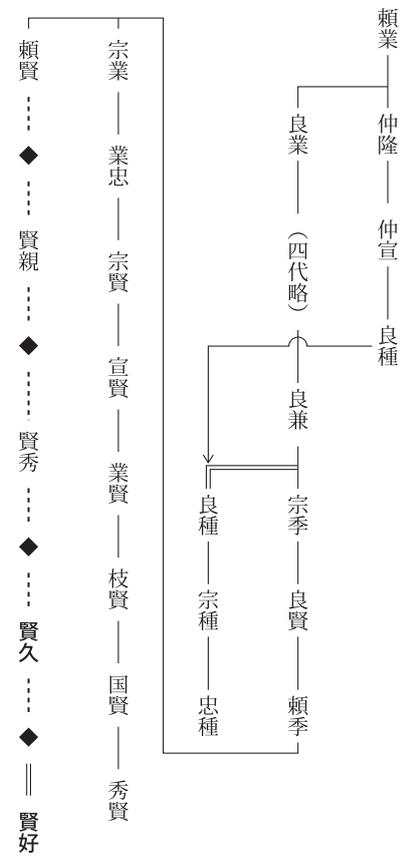
十五世紀半ばには、局務清原氏の傍流で「種」を通字とする清原氏が外記を世襲していた⁽⁷⁹⁾が、長祿二(一四五八)年二月の積奠に忠種が参仕⁽⁸⁰⁾して以降、「種」流清原氏の活動は見られなくなる。一方、それと同時期に「種」を通字としない賢親が現われ⁽⁸¹⁾、十六世紀には賢久や賢好など「賢」を名前に用いる清原氏が散見されるようになる。

「種」流清原氏は、外記以外にも書博士や少内記を兼ねている⁽⁸²⁾が、賢親も書博士と少内記に任じられている⁽⁸³⁾。つまり、賢親が「種」流清原氏の跡を襲ったことで、当該期に見られる「賢」を通字とする「賢」流清原氏が成立したと推察されるのである。また、清原氏において賢親以前に「賢」を名前に用いていた人物としては、局務家の宗業の兄弟で中務権大輔を務めた頼賢がいる⁽⁸⁴⁾。賢親と頼賢の関係は不明だが、両者ともに「賢」を名乗りに使用していることから、二人は親族関係にあったと推測される。したがって、「賢」流清原氏は、局務家の傍流の頼賢を淵源に持ち、賢親の代に「種」流清原氏の跡を襲って新たに六位外記となる一族として成立したと考えられる(系図四参照)。以下、「賢」流清原氏のうち、閲歴を明らかにできる賢久と賢好について考証する。

清原賢久

賢久の出自は不明であり、管見の限り、閲歴を示す史料も見当たらない。それゆえ、賢久の閲歴を詳らかにすることは難しいが、すでに天文十一

系図四 清原氏系図



※『尊卑分脈』『清原氏』項、『系図纂要』『清原氏』『清原氏(舟橋)』項などを参考に作成。

※『系図纂要』『第十三、清原氏、良種』項には「主水正良兼為子」とある。

※養子の場合には、——を用いて表す。

※頼賢・賢親・賢秀・賢久の間には親族関係が想定されるが現時点では不明。親族関係が不明な場合は、系図の間に◆を付し、……を用いて表す。

(一五四二)年正月には史として活動しており⁽⁸⁵⁾、同十五年三月には外記、七月には少内記を務めている⁽⁸⁶⁾ことも判明している。そして、天正四(一五七六)年二月に中原康政が少内記に任じられている⁽⁸⁷⁾が、これは賢久の後を受けた任官であると考えられるため、賢久は同年以前に死去したと思われる。

ところで、賢久の行事参仕状況をまとめた表一から、賢久は九州に長期間「在国」し朝廷に出仕していないことがわかる。十六世紀には、多くの上級貴族が、経済的困窮を理由に家領や婚姻関係にある大名の領国

表一 清原賢久の在国が確認できる行事一覧

和暦	日付	行事	史料表記	出典
天文十五年 ^(一五四六)	三月十五日	春日祭	賢久九州 ^(下向)	雄
	三月二十三日	除目中夜	賢久九州 ^(下向)	雄
	七月二十七日	武家若公御叙爵宣下	賢久在国	雄
天文十六年	正月一日	元日節会	賢久在国	雄
	正月五日	叙位	賢久在国	雄
	二月十七日	小除目宣下(足利義輝)	賢久在国	雄
	三月二十一日	県召除目初夜	賢久在国	雄
天文十七年	正月一日	元日節会	史賢久、々々在国	雄
	正月五日	叙位	賢久在国	雄
	三月二十一日	県召除目初夜	賢久 ^(舊)	雄
天文十八年	正月五日	叙位	分配外記賢久 ^(在国)	雄
	三月二十五日	県召除目竟夜	賢久在国	雄
天文十九年	正月一日	元日節会	史賢久在国	雄
	正月五日	叙位	少内記在国 ^(清原賢久)	雄
	五月七日	贈官宣下 義晴公	少内記賢久在国	雄
天文二〇年	正月一日	元日節会	賢久在国	雄
	三月二十五日	県召除目初夜	賢久 ^(在国)	雄
天文二十三年	三月二日	近衛殿関白宣下	外記賢久在国	雄
弘治三年 ^(一五五七)	十二月十二日	遺詔奏・御誦經使定	賢久在国	雄
永禄元年 ^(一五六八)	二月二十八日	改元	賢久同在国	雄
永禄二年	正月一日	元日節会	少内記賢久在国	雄
	十二月十一日	御即位・由奉幣	史清原賢久 ^(在国)	雄
永禄三年	正月十五日	御即位叙位	清原賢久 ^(在国)	雄
	正月二十七日	御即位	賢久在国	雄
永禄六年	九月十二日	太神宮正遷宮一社奉幣	史清原賢久同在国	雄
永禄十一年	十月十八日	將軍・禁色・昇殿宣下(義昭)	清原賢久 ^(在国)	雄

※雄Ⅱ『中原康雄記』

に「在国」していたことが明らかになっている⁽⁸⁸⁾。このような当該期の公家社会の動向から、賢久が長期間の「在国」に及んだ原因も、上級貴族と同様に経済的困窮である可能性が高いといえるだろう。

しかし、賢久には、上級貴族のように地方に直務する荘園や大名との婚姻関係があったことは確認できない。そのため、賢久が在国先に九州を選択した理由で最も考えられることは、九州に賢久の国人層の縁者がいたことである。一例をあげると、「賢」流清原氏と同じく外記を本官とする隼人正流中原氏の姻族には、摂津国人の三宅氏や尾張国人の託美氏がいたことが知られており⁽⁸⁹⁾、当該期にみられる中原康雄にも「康雅縁者之人」として休斎という「摂津隼人」がいたことがうかがえる⁽⁹⁰⁾。このように六位外記史は地方に国人層との姻族関係を持つことがあり、賢久もそのような縁者を頼って九州に下向したことが想定されるのである。

清原賢好

賢好は、中原康雄の息子で「属清家之門下」し、「改三中原」為「清原姓」した人物である⁽⁹¹⁾。閏歴は、天正十四(一五八六)年三月に少内記となった⁽⁹²⁾。後、同十九年三月に少外記と右少史にも任官している⁽⁹³⁾。また、先述したように、兄の康政⁽⁹⁴⁾が賢久の後任として同四年二月に少内記となる⁽⁹⁵⁾。ため、賢久はこれ以前に死去したと思われるが、賢好が現れるのはそれから十年後のことである。したがって、「賢」流清原氏は、隼人正流中原氏から賢好を入れることで再興された可能性が高いと考えられる。また、十六世紀に局務清原氏に対する依存度を高めた隼人正流中原氏⁽⁹⁶⁾を出自とする賢好が「賢」流清原氏を相続したことで、「賢」流清原氏と局務清原氏の主従関係もより強化されたと推測されるのである。

その後、康政が関ヶ原の合戦に関する疑いによって十七世紀初頭に外

記局から引退・出家した際に、賢好も引退・出家したとされている⁽⁹⁷⁾。この結果、「賢」流清原氏は断絶したとみられる。

五・三善氏

三善氏は、十六世紀前半に新しく加わった一族で、英名・英之・治氏・英芳を確認できるが、鎌倉期や南北朝期に六位史を輩出した三善氏との関係は不明である⁽⁹⁸⁾。また、英芳は、安倍氏から三善氏を相続した人物である⁽⁹⁹⁾ため、系統的には英名や治氏と異なる。近世にみられる三善姓山名家は、この英芳を系譜の起点としている⁽¹⁰⁰⁾。以下、具体的な動向を詳らかにできない英之⁽¹⁰¹⁾を除く、英名・治氏・英芳について考証する。

三善英名

英名の出自は判然としない（系図五参照）。閏歴は天文五（一五三六）年二月二十一日付「十年労帳勘文」⁽¹⁰²⁾からうかがえる。

十年労

太政官

権少外記正六位上三善朝臣英名 歴

系図五 三善氏系図

英名……◆……英之……◆……治氏……◆……英芳——亮英

※養子の場合には——を用いて表す。

※英名・英之・治氏の間には親族関係が想定されるが現時点では不明。親族関係が不明な場合は、系図の間に◆を付し………を用いて表す。

（一五三九）
永正十六年八月任権少外記

（五三三）
大永三年九月兼少内記

（五三二）
享祿四年六月兼右大史

（中略）

天文五年二月廿一日⁽¹⁰³⁾

永正十六年八月に権少外記に任じられた後、大永三年九月に少内記を兼ねている。享祿四年六月には右大史も兼官したとされているが、すでに大永二年には右少史⁽¹⁰⁴⁾に任じられており、同三年には左少史⁽¹⁰⁵⁾となっている。すなわち、英名は、右少史から左少史を経て右大史となったのである。そして、管見の限り、英名の六位外記史としての活動は、天文八（一五三九）年の元日節会が最後である⁽¹⁰⁶⁾。

ところで、三善氏の通字である「英」⁽¹⁰⁷⁾を名前に用いる英名が、三善氏であることに疑いはないが、史料上では「小槻英名」と表記されている箇所がある⁽¹⁰⁸⁾。実は、史を本官とする安倍氏や高橋氏もたびたび姓を「小槻」と記されている⁽¹⁰⁹⁾ことに加え、両氏が「安大史」「高大史」と呼称された⁽¹¹⁰⁾のと同じく英名も「善大史」⁽¹¹¹⁾と呼ばれている。さらに、大永三年九月十五日付「三善英名少内記補任口宣写」では「左少史三善英名」⁽¹¹²⁾と記載されている。これらのことから、「十年労帳勘文」は、英名の本官を権少外記としているが、実際には史が本官であったと考えられる。それゆえ、三善氏も外記を本官とする一族ではなく、史を本官とする一族であった可能性が高いといえる。

このほかにも、大永七年に作成されたと推定される十月七日付「大宮・壬生両官務代連署奉書」⁽¹¹³⁾には、

公料撰州安満庄常林寺分事、（壬生家・太郎考）両家和与之儀、為（後奈良天皇）内裏様被仰出之間、自「両方」相共可有「直務」、若対「他人」於「致」其沙汰者、可

為「二重成」、早如「先々」年貢・諸公事物等可「有」収「納」兩下代「者」也、仍執達如「件」、

十月七日

大宮官務代
英名（花押）
壬生官務代（中原）
職行（花押）

当庄名主沙汰人中

とある。壬生家と大宮家の和睦が成った結果、官務の渡領である常林寺を両家ともに直務の地として扱い、両家以外の他人に年貢・諸公事を納めるようなことがあれば「二重成」とみなすとしている。そして、「当庄名主沙汰人中」に対して、早く以前のように年貢・諸公事を納入することを命じた内容だが、「壬生官務代」は、壬生家の主殿寮支配強化のために年預として送り込まれた「職」流中原氏⁽¹⁴⁾の職行⁽¹⁵⁾である。そして、一方の「大宮官務代」は「英名」となっている。この「英名」が三善英名と同一人物であるという確証は得られないものの、三善英名は、少なくとも永正十六年八月の権少外記任官から、天文八年正月の元日節会まで活動している。したがって、「大宮・壬生両官務代連署奉書」が作成されたとされる大永七年も、三善英名の活動期間に含まれている。つまり、「大宮官務代」の「英名」は、三善英名である蓋然性が高いと考えられる。そうであるならば、三善氏は「大宮官務代」に選ばれるほど、大宮家と密接な関係にあったことも想定できるのである。

三善治氏

治氏と英名との関係は、史料上の制約から明らかにし得ない。治氏が三善氏⁽¹⁶⁾でありながら通字の「英」を使用していないのは、官務家の大宮家が三善氏との緊密な関係を維持するため、当時の当主伊治が治氏に「治」を偏諱した結果と考えられる⁽¹⁷⁾。閲歴も不明な点が多いが、すでに天文十五（一五四六）年には外記と史として活動していたことを

表二 三善治氏の在国が確認できる行事一覧

和暦	日付	行事	史料表記	出典
弘治元年 ⁽¹⁵⁵⁹⁾	十月十三日	改元勸者宣下	外記治氏在国	雄
永祿元年 ⁽¹⁵⁶⁰⁾	二月二十三日	勸者宣下	外記治氏在国	雄
永祿六年	二月二十八日	改元参陣	治氏在国	雄
永祿十一年	三月十八日	春日祭	史三善朝臣治氏、々々在国	雄
永祿十一年	十月十八日	將軍・禁色・昇殿宣下（義昭）	外記三善治氏 ^{雖然在国}	雄
天正二年 ⁽¹⁵⁷⁴⁾	十二月十五日	宮御方親王宣下	史三善治氏在国	雄
天正二年	三月九日	春日祭	治氏在国	雄

※雄 II 『中原康雄記』

確認できる⁽¹⁸⁾。さらに、「治氏少内記兼サル」⁽¹⁹⁾とあるので、少内記は兼ねていないことがわかる。

また、治氏の行事参仕状況をまとめた表二より、弘治元（一五五五）年以後、治氏は「在国」していることが看取できる。しかし、治氏は、永祿三（一五六〇）年正月の御即位叙位や正親町天皇の即位式に参仕している⁽²⁰⁾ことから、一度は朝廷に復帰したものの、再び「在国」と理解できる。そして、その後、朝廷に戻った様子はみられない。治氏が「在国」に及んだ理由や下向先は判然としないが、治氏も経済的困窮に堪えかねて賢久と同じく地方にいる縁者を頼って「在国」したと推測される。

三善英芳

英芳は、安倍盛勝の弟にあたる人物で、天正十四（一五八六）年に三善氏を相続している⁽²¹⁾。先に述べたように、英芳が出自とする安倍氏は、壬生家の家人として壬生家と主従関係にあった一族である。さらに、英芳は壬生朝芳から「芳」の一字を偏諱されたと考えられる。そのため、

英芳は大官家の影響を強く受けていた三善氏を継いだものの、壬生家との関係性が強かったと想定される。

英芳の閥歴は、『地下家伝』「五、山名、姓三善、英芳」項によれば、

(一五七五) 天正三年 月 日 生
 同十四年九月十一日 叙正六位上^{十二歳}
 同日 任右少史
 慶長十八年十一月十九日 転左少史
 同十九年十月二日 転右大史
 同二十年閏六月廿九日 兼少内記
 元和六年十二月廿五日 兼西市正
 寛永六年七月廿六日 死^{五十五歳}

とあり、天正十四年に右少史に任じられているが、それ以外の官職はすべて十七世紀に入ってから任官されている。文禄三(一五九四)年に「六位英芳^(三善)」が、中山親綱に礼として扇子三本を持参している⁽¹²²⁾ので、十六世紀末には、位階を授かり公家社会において活動していたことがうかがえる。そして、慶長五年の白馬節会には史として参仕していることも確認できる⁽¹²³⁾。したがって、英芳は当該期末に右少史として活動しはじめたと思われる。

六、高橋氏

高橋氏は通字に「職」を用い、鎌倉後期より史から転出せず右大史まで昇る一族であった⁽¹²⁴⁾。しかし、十六世紀前半にみられる之職を最後に高橋氏の活動は確認できなくなり、之職の代で一度途絶している。以下、この之職について考証する。

系図六 高橋氏系図

秀職——範職——員職——俊職——長職……◆……重職……◆……之職

※「高橋氏(高大史家)略系図」(中島善久編著『官史補任稿 室町期編』日本史料研究会研究叢書一、日本史料研究会企画部、二〇〇七年)を参考に作成。

※長職・重職・之職の間には親族関係が想定されるが現時点では不明。親族関係が不明な場合は、系図の間に◆を付し、……を用いて表す。

高橋之職

之職と十五世紀末を中心に活動した長職や重職との関係性は不明である(系図六参照)。また、閥歴も判然としないが、大永四(一五二四)年には外記と右少史になっていることが確認できる⁽¹²⁵⁾。しかし、同五年の「八幡石清水八幡宮上棟同遷宮日時定」に之職は六位史として参仕するはずであったが、「少年」のため中原康貞が代わって参仕している⁽¹²⁶⁾。また、翌年の四方拝においても、之職は「為少年之間不能参陣」として小槻通昭が代理を務めている⁽¹²⁷⁾。之職は、すでに外記と右少史に任じられていたが、年が若く行事によっては堪えられないものが存在したようである。

管見の限り、之職は、享祿元(一五二八)年五月の春日社遷宮の参仕を康雄に代わってもらっている⁽¹²⁸⁾ことを最後に史料上から見えなくなる。その後、高橋氏は「後陽成院御宇」に「以藤原亮春^(壬生)官務孝亮宿禰^(三)為猶子」高橋家御取立⁽¹²⁹⁾」られている。このように、藤原亮春を後陽成天皇が壬生孝亮の猶子として「御取立」したことで、高橋氏は高橋姓村田家として再興されたのである⁽¹³⁰⁾。

おわりに

以上、十六世紀にみられる六位外記史を中心に考証してきた。最後に本稿の考証結果をまとめながら、当該期の六位外記史及び外記局・弁官局の実態について見通してみたい。

まず、六位外記史となる一族の変遷について整理する。十五世紀半ばの外記局には、六位外記となる一族として隼人正流中原氏と「種」流清原氏が存在していたが、長祿年間（一四五七―六〇）を境に「種」流清原氏は姿を消し、それに代わって「賢」流清原氏が出現する。そのため、十六世紀は、隼人正流中原氏と「賢」流清原氏が外記を本官とする一族として活動する。十七世紀初頭には、隼人正流中原氏の康政と、康政の弟で「賢」流清原氏を継承していた賢好が、外記局から出家・引退してしまうものの、藏人方出納を輩出していた中原氏や、京近郊で郷士となっていた隼人正流中原氏の傍流から、新たに六位外記となる一族が現れる。一方、弁官局では、十六世紀前半に三善氏が加わるが、同時期に高橋氏がいなくなる。しかし、高橋氏は後陽成天皇の在位期に再興されるので、十六世紀末から十七世紀初頭にかけて史を本官とする一族は、安倍氏・高橋氏・虫鹿流小槻氏・三善氏の四氏構成となる。これらのことにより、両局ともその構成は、十五世紀半ばから十六世紀末に至るまでいまだ流動的な状況にあったといえ、十五世紀半ばに見られるとされる構成員一族の固定化⁽¹³¹⁾も一時的なものにしか過ぎないと判断されるのである。

また、十六世紀の六位外記史の多くが外記と史を兼ね「両局兼帯」していたことも確認できる。したがって、「両局兼帯」は、この時期の六位外記史の一般的なあり方として定着していたと理解できる⁽¹³²⁾。そして、この事実をふまえると、当該期の両局の実態についても新たな理解を導き出すことができる。

すなわち、十五世紀半ばの弁官局では、安倍・高橋氏の当主が世襲的に右大史となることに加え、その嗣子も家業習得のため少史に任官する

慣行が成立した結果、両氏の当主が左右少史を経て右大史となる「下級官史請負」が、進展・完成したと指摘されている⁽¹³³⁾。ところが、十六世紀には、当主の急逝などで安倍氏と高橋氏による右大史並立が不可能となった場合に右大史に就くとされてきた虫鹿流小槻氏⁽¹³⁴⁾の通昭だけでなく、三善英名や外記を本官とする中原康雄が少史の階梯を経て右大史となり、その子弟も少史になっている。このことから、当該期の「下級官史請負」は、安倍・高橋氏に限らない複数の構成員一族に見られる現象となっていることがわかるのである。他方、当該期の外記局においても、史を本官とした安倍盛厚などが少外記に任じられているため、外記を本官とする隼人正流中原氏と「賢」流清原氏が六位外記を寡占する状況にはなっていない。つまり、十六世紀の「両局兼帯」の一般化によって、両局は多数の構成員一族で運営されることになったのであり、それゆえ、それぞれの局内にある特定の構成員一族が六位の極臈となる官職を目指し、それ以下の官職を家業習得の場として請け負っていく「下級官史請負」の仕組みは崩れた様子がうかがえるのである。当該期はむしろ、家業習得や極臈になることを目的として下臈から上臈に昇っていく階梯を少数の構成員一族が独占し請け負っていくのではなく、行事運営を支えるためにそれぞれの局を構成する一族が、両局の枠を超えて外記と史の両方を請け負う状態となったと捉える方が妥当⁽¹³⁵⁾と考える。

こうして両局は、「下級官史請負」の進行がもたらした人員不足と、それに伴う少数の構成員一族による局内運営という組織運営上の構造的欠陥を克服し、組織の統廃合や改編を経ることなく近世へと存続したと考えられるのである。

注

(1) 最も多くの研究が蓄積されているのは、『康富記』を残した中原康富に関する研究である。以下、主要なものをあげると、井上幸治

氏が「中原康富の家系とその周辺」(『京都市歴史資料館紀要』二〇号、二〇〇五年)により、康富の家族・血縁関係を明らかにしている。また、橋口裕子氏と田村航氏は、康富と上首にあたる局務清原氏や伏見宮家との関係について論及している(橋口裕子「中原康富と清原家との関わり」『国文学攷』一一九号、一九八八年)、田村航「中原康富と伏見宮家」(松岡心平編『看聞日記と中世文化』森話社、二〇〇九年)。このような他者との交流を支えた康富の教養に関しては坂本良太郎氏などの研究がある(坂本良太郎「中原康富の学問」『文化』第一〇巻一、一九四三年)。ほかにも康富を輩出した隼人正流中原氏の所領経営・経済状況は、丸山裕之氏が隼人司領の経営を中心に、大和田努氏は憑子運営の観点から、それぞれ検討されている(丸山裕之「室町期の隼人司領について」『文学研究論集』三〇号、二〇〇八年)、同「中世後期の隼人司領―丹波国隼人保を事例として―」(『日本歴史』七七五号、二〇一二年)、大和田努「中原康富の所領経営―憑子の運営及び細川京兆家との関係を中心に―」(『北大史学』五〇号、二〇一〇年)。

康富を含めた六位外記・六位史の研究には、中島善久氏の「史大夫」小考―中世後期下級官史にみる官司請負制の展開―(『国史学』一七〇号、二〇〇〇年)がある。中島氏によると、弁官局では、十五世紀半ばに、六位史を経て叙爵された「史大夫」が減少・消滅したことで、安倍・高橋氏の当主が急逝した場合などを除くと、両氏が世襲的に少史の階梯を経て右大史となる「下級官史請負」が進展・完成したという。また、同時期に外記局でも六位外記となる一族が、隼人正流中原氏と「種」流清原氏にはほぼ固定化されるとも述べている。そのほか、六位外記史が共同で経営していた知行地に関するもの(丸山裕之「中世後期の京都と下級官人―冷泉院町を中心に―」(『文化継承学論集』八号、二〇一一年)や、行事参仕の対価である御訪をめぐる動向について論じたものがある(拙稿「康富記」からみる下級官人への御訪について」(『鴨台史学』一四号、二〇一七年)。

(2) 『中原康貞記』は、早稲田大学図書館が自筆原本を所蔵しており、同館の運営する古典籍総合データベースによって公開されている。それゆえ、『中原康貞記』は早稲田大学図書館所蔵の自筆原本を利

用する。ただし、虫損や不鮮明な文言は、自筆原本と同じく早稲田大学図書館が所蔵し、古典籍総合データベースで公開する中原康昌が文政六(一八二三年)年に作成した写本と国立歴史民俗博物館所蔵の『中原康貞記』を用いて判断している。

なお、国立歴史民俗博物館所蔵の『中原康貞記』は、全一冊で永正十(一五一三年)より大永六(一五二六)年に至るまでの記録が残されている。しかし、永正十六、十七年を欠き、一年通して揃っている年次はない。押紙や虫損・破損の痕跡が書き写されているため、国立歴史民俗博物館所蔵『中原康貞記』は写本と判断できるが、書写した年次と作成者に関する記述がないので、その成立は不明である。

『中原康貞記』は、早稲田大学図書館と国立歴史民俗博物館以外にも宮内庁書陵部が所蔵する。『中原康貞記』の性格や、写本の系統なども合わせて検討する必要があるが、本稿では、戦国期の六位外記史の復元に重点を置くため、書誌学的な考察は今後の課題としたい。

(3) 柴辻俊六「中原康雄記」とその紙背文書について(『日本歴史』三一九号、一九七四年)。柴辻氏によると、早稲田大学図書館所蔵の『中原康雄記』には、五冊の自筆原本、江戸初期に壬生忠利が天文十八(一五四九)年のみを写した一冊、作成者不明の享祿元(二五二八)年の写本、文政六年に中原康昌が書き写した写本三冊があるという。ただし、享祿元年の内容は、自筆原本に記されていない。通算の記載年数は、自筆原本に所収されている清原業賢の天文元年の改元記を除くと、享祿元年から天正六(一五七八)年にわたるものとなっているが、記録として残っている年次は少ないようである。柴辻氏は、残存している年次が少ない理由について、『中原康雄記』の性格が、いわゆる日次記ではなく、朝廷の儀式典礼や臨時の諸公事などに際して、作法の次第を備忘・参考のために書き記しておいたものであることを指摘する。

本稿で用いる『中原康雄記』は、基本的に早稲田大学図書館所蔵の自筆原本を指すが、自筆原本に含まれていない享祿元年の記録は、康昌の作成した写本に所収されているものを使用する。また、確認したところ五冊の自筆原本には、天文十八年の内容も含まれていな

い。そのため、同年の内容は、国立歴史民俗博物館が所蔵する『中原康雄記』のうち冒頭に「忠利宿禰筆」と記載され、奥書に「天文十八年康雄記也、以自筆書之」と記された江戸初期の官務である忠利が作成に関わった写本で補うことにする。また、虫損や不鮮明な文言は、康昌が作成した写本と、国立歴史民俗博物館所蔵『中原康雄記』を利用し判断した。

なお、国立歴史民俗博物館所蔵の『中原康雄記』は、全七冊で、天文年の清原賢賢記の抜粋を含む天文十五年から天正六年までの記録となっている。しかし、まとまって残存している年次は少なく、天文二十一年、弘治二（一五五六）年、永祿四（一五六一）・五・七・十年、元龜二（一五七二）年、天正四・五年分が欠けている。一・三・五・六・七冊目の冒頭には、自筆原本の表紙と同様に「正筆、宝永三年夏加裏打令合冊」と記載されている。そのほかでは四冊目の天文十九年分に「勢多章甫氏抜粋」とみえ、江戸後期には検非違使や明法博士として朝廷に出仕し、明治期に入ると、皇学所や宮内省に勤めた勢多章甫の関与をうかがわせる記述がある。そして、二冊目には、先述した通り冒頭に「忠利宿禰筆」、奥書には「天文十八年康雄記也、以自筆書之」とある。これらのことから、国立歴史民俗博物館所蔵『中原康雄記』は写本であると判断できる。

『中原康雄記』は、宮内庁書陵部にも写本が所蔵されている。それゆえ、宮内庁書陵部所蔵『中原康雄記』も含めて、写本の系統などを検討する必要があるが、本稿は戦国期の六位外記史の考証に力点を置くため、『中原康雄記』の総合的な書誌学的研究は今後の課題としたい。

- (4) 井上幸治編、続群書類従完成会、二〇〇四年。
- (5) 永井晋編、続群書類従完成会、一九九八年。
- (6) 日本史料研究会研究叢書一、日本史料研究会企画部、二〇〇七年。
- (7) 本稿では、以後、正宗敦夫編・校訂『地下家伝』（自治日報社、一九六八年）を用いて本論を進める。
- (8) 井上幸治「解説」『外記補任』続群書類従完成会、二〇〇四年。
- (9) 井上幸治「戦国期の朝廷下級官人―中原康富の子孫たち―」（『戦国史研究』五四号、二〇〇七年）。
- (10) 壬生晴富は、六位史の外記兼官を「両局兼帯」と称している（『晴

富宿禰記』文明十一年（一四七九）二月二十八日条。それゆえ、六位外記の史兼官も便宜的に「両局兼帯」と称する。

- (11) 前掲注（9）参照。
- (12) 中世における養子とは、「家」の家業と財産を相続する存在であるとされている（田端泰子「古代・中世の「家」と家族―養子を中心として―」（『橘女子大学研究紀要』第一二号、一九八五年）。中原康頭の養子である康友と康貞が隼人正流中原氏を相続している事例などから、当該期の地下官人にみられる養子も、「家」を相続させるためのものであったと考えられる。

なお、幕末に一条家の侍を務めていた下橋敬長によれば、養子には、生家との縁を切り養家先の実子となる形態と、実父母と養父母の両方に親子関係を持つ形態があったという（下橋敬長「親王家と門跡・准門跡」〈下橋敬長述・羽倉敬尚注『幕末の宮廷』東洋文庫三五三、平凡社、一九七九年〉）。

当該期を含めた中世の地下官人の養子と、実父母や養父母との関係は不明な点が多い。そのため、地下官人の養子のあり方や、実家と養家の関係などに関しては、今後の課題としたい。

- (13) 『宣胤卿記』永正八年十二月二十一日条。
- (14) 『叙位除目女叙位』（『大日本史料』第九編之二二、大永元年三月十七日項所収）。
- (15) 前掲注（9）参照。
- (16) 前掲注（9）参照。
- (17) 前掲注（13）参照。
- (18) 『晴富宿禰記』明応四（一四九五）年正月十六日条。
- (19) 『実隆公記』永正五年七月一日条。
- (20) 『言継卿記』大永七年正月五日条。
- (21) 井上幸治氏は、中原康貞の右少史としての活動の初見を『実隆公記』永正三年九月十七日条に求めている（前掲注（9）参照）。しかし、『清三位宣賢卿記』永正元年二月三十日条（『中原康貞記』大永元年八月二十三日条所収）に「右少史中原康貞」とみえる。それゆえ、康貞は、永正元年にはすでに右少史として活動していたことがわかる。なお、『清三位宣賢卿記』は、中原康昌が作成した『中原康貞記』の写本においても、大永元年八月二十三日条に所収されているが、

- 国立歴史民俗博物館所蔵の写本では、同年の最後の記事にあたる十二月二十四日条の後に収められている。
- (22) 井上幸治氏は、中原康貞の少内記としての活動の初見を『宣胤卿記』永正元年二月三十日条としている(前掲注(9)参照)。しかし、国立公文書館所蔵『和長卿記』(請求番号・一六二一〇二五七)文亀元(一五〇一)年二月二十九日条に「少内記中原康貞」が現れる。そのため、康貞は、少なくとも文亀元年二月には少内記として活動していたと理解できる。
- (23) 『二水記』享祿三年正月一日条。なお、この記事では「造酒正^{康貞}」とされているが、井上幸治氏によれば中原康貞は造酒正代であるという(前掲注(9)参照)。
- (24) 「早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書」第五九八号(早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻、吉川弘文館、一九七八年)。
- (25) 享祿三年十二月二十九日付「中原康雄右少史補任口宣案」(国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収)。
- (26) 天文十年正月二十三日付「中原康雄左少史補任口宣案」(国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収)。
- (27) 永祿七年三月二十二日付「中原康政権少外記補任口宣案」(国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収)、同年同月同日付「中原康政右少史補任口宣案」(同)。
- (28) 元龜三年十一月二十八日付「中原康政左少史補任口宣案」(国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収)、同年同月同日付「中原康政隼人正補任口宣案」(同)。
- (29) 天正四年二月二十九日付「中原康政少内記補任口宣案」(国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収)。
- (30) 長享二(一四八八)年十一月三日付「中原康友隼人正補任口宣案」(『実隆公記』同年同月二十七日条所収)。
- (31) 室町幕府奉行人の松田英致と斎藤時基は、永正六年九月に「当所名主沙汰人中」に対して「隼人正康貞^(中原)」の知行地である山城国久世郡宇治内隼人司領を押妨する族を退け、「康貞代」が「年貢諸公事以下」を厳密に納入することを命じた奉書を発給している(同年同月十六日付「室町幕府奉行人連署奉書」(今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成』(奉行奉書篇下、思文閣出版、一九八六年)二六一一号)。この事実をもって、井上幸治氏は中原康友から康貞に隼人正が譲られたと論じている(前掲注(9)参照)。
- (32) 『言経卿記』慶長六(一六〇一)年五月二十二日条。なお、井上幸治氏は、詳細は不明とするものの、中原康政の縁者である少少将という女房が大阪城内にいたことから(同)同年四月十九日条、五月九日条、康政の「ムホン^(謀叛)」に関わる伏見城への連行とは、関ヶ原の合戦に関する疑いであったと指摘している(前掲注(9)参照)。
- (33) 前掲注(9)参照。
- (34) 『地下家伝』「八、藏人所行所、深尾、元平田、姓中原、職久」項。
- (35) 『地下家伝』「二、平田、姓中原、中原生職」項及び『同』「八、藏人所行所、深尾、元平田、姓中原、職久」項。
- (36) 『地下家伝』「二、山口」項及び『同』「二、山口、姓中原、中原生友」項。
- (37) 『地下家伝』「二、平田、姓中原」項。
- (38) 『地下家伝』「二、山口、姓中原」項。
- (39) 『言経卿記』天文十六年正月七日条には「外記小槻通昭、同子伊昭^(小槻)」とみえる。ほかにも『同』同十五年正月三日条から小槻伊昭が通昭の子息であることがうかがえる。
- (40) 『地下家伝』「五、虫鹿、元安田、姓小槻、定昭」項。
- (41) 前掲注(40)参照。
- (42) 『言経卿記』天文十四年正月七日条。
- (43) 『中原康雄記』永祿六年三月十八日条。
- (44) 前掲注(40)参照。
- (45) 『地下家伝』「五、虫鹿、元安田、姓小槻」項。
- (46) 前掲注(14)参照。
- (47) 『中原康雄記』天文二十三年三月二日条。
- (48) 『言経卿記』天文十五年正月三日条、同十六年正月七日条。
- (49) 『中原康雄記』弘治元年三月二十五日条。
- (50) 前掲注(42)参照。
- (51) 『中原康雄記』天文十五年十二月二十日条。
- (52) 『言経卿記』弘治元年正月五日条において、小槻伊昭は「外記市正」と表記されている。祖父にあたる通音は宝徳元(一四四九)年四月

二十六日に東市正になっている（『康富記』同年同月同日条）。父の通昭も文龜二年に東市正に任じられたとされている。このことから、「市正」も東市正を指していると考えられる。

- (53) 『言継卿記』天文十六年正月五日条、同十七年正月五日条、同二十年正月六日条、弘治二年正月六日条、『中原康雄記』永祿三年正月十五日条など。

- (54) 前掲注(43) 参照。

- (55) 『中原康雄記』永祿十二年十二月九日条。なお、この条には日付が記されていないが、『公卿補任』同年項に「十一月卅日春日社造替木作始、来月九日日時定」とあることから、十二月九日の記録であると判断できる。

- (56) 宮内庁書陵部所蔵『壬生孝亮宿禰記』（函架番号F九・一〇六）慶長五年正月一日条。なお、宮内庁書陵部所蔵『壬生孝亮宿禰記』は、国文学研究資料館の日本古典籍総合目録データベースによって、その内容が公開されている。それによると、同年同月同日条に現われる六位史は「定晴」のように読めるが、虫損があり、六位史を「定晴」と見なすまでの確証は得られない。そこで、写本である国立公文書館所蔵『孝亮宿禰日次記取要』同年同月同日条を見てみると、「史定晴」とあるのである。

「定晴」という六位史は、『壬生孝亮宿禰記』以外の同時代の史料や『地下家伝』などで確認できない。ただし、藤堂明保・加納喜光編『学研新漢和大事典』（学習研究社、二〇〇五年）によれば、「晴」には「はる」という名乗りがあり、虫鹿流小槻氏が通字とした「昭」の名乗りにも「はる」がある。したがって、虫鹿流小槻氏の通字である「昭」の読みは「はる」となり、「晴」と「昭」が共通する名乗りを持つゆえに、壬生孝亮は「定昭」と記すところを「定晴」にしたと考えられる。

- (57) 『中原康雄記』永祿九年三月十八日条。

- (58) 永井晋「解説」(同氏編『官史補任』続群書類従完成会、一九九八年)前掲注(1) 中島論文参照、遠藤珠紀「官務「家」・局務「家」の成立」(『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、二〇一一年〈初出二〇〇二年〉)。

- (59) 『地下家伝』「五、山口、姓安倍」項。

- (60) 安倍盛久は、文安三(一四四六)年十月二十二日付「官長者下知

状案」(『主殿寮雑々文書二』『壬生家文書』七四八号)などの奉者となっている。また、安倍盛俊は、文明三年十一月一日付「主殿頭家奉書案」(『主殿寮雑々文書三』『同』八〇七号)などで壬生家が発給する書状の奉者となっている。

- (61) 『康富記』宝徳二年六月九日条。

(62) 十六世紀以降における安倍盛遠の実務的な活動は、文龜二年五月に壬生于恒の使者として三条西実隆のもとを訪れたことのみである(『実隆公記』同年同月十二日条)。ただし、永正八年十一月に三条西家で念誦が行われた際に、大宮時元や和気親就などに加え盛遠も来たことが確認できる(『同』同年同月一日条)。そのため、盛遠の生存は少なくとも同年まで認められる。

- (63) 永正五年八月三日付「官務家奉書案」(『主殿寮雑々文書二』『壬生家文書』八六四号)などから、安倍盛遠が壬生家の書状の奉者であったことが確認できる。

(64) 盛貞の行事参仕は、永正三年二月に行われた陣儀に参仕した例のみ確認できる(『元長卿記』同年同月五日条)。盛躬の行事参仕は、天文八年の元日節会に史として参仕した事例が唯一のものとなっている(『言継卿記』同年正月一日条)。なお、盛貞と盛躬は姓を史料から明らかにし得ないが、名に「盛」を用いていることから安倍氏と推測される。

- (65) 『後奈良院宸記』天文四年十二月四日条。盛徳も名に「盛」を用いているため安倍氏であると思われるが、この一例しか確認できないため具体的なことは不明である。なお、『後奈良院宸記』は、『天聴集』とも呼ばれ、宮内庁書陵部が原本を所蔵している。昭和十七(一九四二)年に国民精神文化研究所が、『天聴集』と題して複製本を作成しており、それによって原本の状況をうかがい知ることができる。また、『後奈良院宸記』は、竹内理三編『増補続史料大成』第十八巻や、近藤瓶城編『改定史籍集覧』第二十四冊新加別記類により活字化されている。本稿では、複製本の『天聴集』で内容を確認したうえで、『増補続史料大成』第十八巻所収の『後奈良院宸記』を参考に、史料の翻刻を「権少外記」^{マモモリイ}「盛徳」とする。

- (66) 天文八年十一月十四日付「賀興丁左兵衛兄部職補任状案」(京都

- 大学総合博物館原蔵「狩野亨吉氏蒐集文書」一五（東京大学史料編纂所架蔵番号六一七一、六一二―二四一―一五）など。
- (67) 永禄四年四月五日付「壬生官務家売券」〔官務所領関係雑文書五〕「壬生家文書」一六四号。
- (68) 『言継卿記』永禄二年七月十九日条。
- (69) 『地下家伝』一五、山口、姓安倍、盛勝」項。
- (70) 前掲注(24) 参照。
- (71) 『言継卿記』永禄十年正月十三日条。
- (72) 『言継卿記』永禄九年十二月二十八日条。
- (73) 『言継卿記』天文二十二年正月二十二日条。
- (74) 『中原康雄記』永禄九年十二月二十八日条。
- (75) 『中原康雄記』天文二十二年正月二十二日条。
- (76) 天正六年正月六日付「十年労働文」〔早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書〕第五九八号（早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻、吉川弘文館、一九七八年）。
- (77) 清原賢久が少内記であることは、『中原康雄記』天文十五年七月二十七日条などから確認できる。その後、前掲注(29)によって中原康政が少内記に任じられるまで賢久が少内記を務めていたと推測される。
- (78) 『中原康雄記』天正六年正月一日条。
- (79) 前掲注(1) 中島参照。
- (80) 『師郷記』長禄二（一四五八）年二月十九日条。
- (81) 清原賢親は『宗賢卿記』長禄二年正月五日条に「四藤賢親（清原）」として現われる。なお、『宗賢卿記』は、榎原雅治・遠藤珠紀・大塚未来・小瀬玄士・末柄豊・丸山裕之「宮内庁書陵部所蔵三条西本『宗賢卿記』」（研究代表者榎原雅治『古記録の史料学的な研究にもとづく室町文化の基層の解明』〈二〇〇八〜二〇一一年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究報告書Ⅱ、二〇一二年〉）による。
- (82) 清原良種は、『師守記』貞治六（一三六七）年七月二十一日条から書博士を兼ねていたことが判明する。清原宗種も永享五（一四三三）年正月五日付「十年労働」〔師郷記〕紙背文書（二）同年自正月三日至同七日裏所収）から書博士を兼任していたことがわかる。清原忠種は、『康富記』享徳二（一四五三）年十月十一日条や二十日条
- などから外記のほかに少内記も務めていたことが確認できる。
- (83) 『宗賢卿記』文明三年十月十四日条に「前権少外記賢親（清原）書博士」とあることから、清原賢親が書博士を務めていたと判断できる。また、『舟橋宗賢見物記』同七年三月十日条（『長興宿禰記』同年同月同日条所収）に「少内記賢親」とみえるため、少内記も兼任していたことが確認できる。
- (84) 『康富記』応永二十九（一四二二）年十二月十八日条によれば、（助教中務大輔・少納言）「正五位下清原頼賢」であるだけでなく、「少納言殿・中務輔兄弟」とされている。
- (85) 『言継卿記』天文十一年正月一日条。
- (86) 管見の限り、『中原康雄記』天文十五年三月十五日条が、清原賢久を外記と判断できる最も早い事例である。また、賢久が少内記であることを確認できる最も早い事例は、『同』同年七月二十七日条である。
- (87) 前掲注(29) 参照。
- (88) 今泉淑夫「文明二年七月六日付飛鳥井雅親書状案をめぐって」〔日本歴史〕三六九号、一九七九年）、伊東正子「戦国時代における公家衆の「在国」」〔同〕五一七号、一九九一年）、富田正弘「戦国期の公家衆」〔立命館文学〕五〇九号、一九八八年）など。
- (89) 前掲注(1) 井上論文参照。
- (90) 『兼見卿記』天正十一年八月二十三日条。
- (91) 『中原康富家系図并康雄以来口宣案』賢好項（国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収）。
- (92) 天正十四年三月十七日付「清原好賢少内記補任口宣案」（国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収）。
- (93) 天正十九年三月三日付「清原賢好少外記補任口宣案」（国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収）、同年同月同日付「清原賢好右少史補任口宣案」〔同〕。
- (94) 「中原康富家系図并康雄以来口宣案」康政項（国立公文書館所蔵『押小路文書』八十四所収）によれば、中原康政は後に康治と改名するが、本論では康政に統一する。
- (95) 前掲注(29) 参照。
- (96) 前掲注(9) 参照。

(97) 前掲注(9)参照。

(98) 鎌倉期の三善氏には、建長二(一二五〇)年から康元元(一二五六)年まで活動した信幸や、正和五(一三二六)年から元応二(一三三二〇)年までみられる遠久などがある(永井晋「官史考証」三善信幸項、三善為遠項(同氏編『官史補任』続群書類従完成会、一九九八年)。

南北朝期には、貞和四(一三四八)年から同五年まで活動が確認できる重倫と、文和元(一三五二)年から永徳三(一三八三)年までみることが出来る家連がいる(中島善久「考証」三善重倫項、三善家連項(同氏編著『官史補任稿 室町期編』日本史史料研究会研究叢書一、日本史史料研究会企画部、二〇〇七年)。

(99) 『地下家伝』「五、山口、姓安倍、盛勝」項、『同』「五、山名、姓三善、英芳」項。

(100) 『地下家伝』「五、山名、姓三善」項。

三善英之は、『後奈良院宸記』天文四年六月六日条に、「申_二權少外記_一右少史三善英之」として現われるため、權少外記と右少史を兼ねていたことがわかる。早稲田大学図書館所蔵『中原康雄記』の第一冊に所収されている『清三位業賢卿記抜粹』天文元年七月二十九日条によれば、改元定で史役にあたっていた英之の代理として小槻通昭が参仕していることがわかる。そのため、英之は、これ以前に六位史となっていたと判断できるが、具体的な動向は不明である。

(102) 「三浦周行氏所蔵文書」(『大日本史料』第九編之二十五、大永三年三月九日項所収)。

(103) この「十年労働勘文」は、「歴」に在職年数が記入されていないため、土代と考えられる。

(104) 『中原康貞記』大永二年正月七日条。

(105) 大永三年九月十五日付「三善英名少内記補任口宣写」(『広橋兼秀符案留』(『大日本史料』第九編之二十五、同年三月九日項)所収)。

(106) 『言継卿記』天文八年正月一日条。

同時期に見られる三善英之や、安倍氏から三善氏を相続した英芳、その息子の亮英も「英」を名前に用いている(『地下家伝』「五、山名、姓三善、英芳」項、同「亮英」項)。このため、三善氏の通字は「英」であったと考えられる。

(108) 『中原康貞記』大永五年四月五日条。なお、この条は日付を「十三日歟」「十四日歟」としているが、内容を見てみると、「今日関白

宣下也^(稱家)近衛殿」とあり、近衛殖家の関白宣下について記されている。殖家の関白宣下は、『実隆公記』同年同月五日条や「公卿補任」同年近衛殖家項から四月五日に実施されたことがわかる。したがって、この条は大永五年四月五日の記録であると判断できる。

(109) 安倍氏では、『実隆公記』文明十八年正月五日条で盛俊が「小槻盛俊」と記されたり、盛厚が『言継卿記』天文十六年正月五日条において「小槻盛厚」と記されたりしている。高橋氏に關しても『実隆公記』文明十一年正月一日条で俊職が「小槻俊職」とされている。

前掲注(58) 永井論文、遠藤論文参照。

(110) 『言継卿記』天文五年二月十一日条。

(111) 「広橋兼秀符案留」(『大日本史料』第九編之二十五、大永三年三月九日項所収)。

(112) 「壬生家家領関係文書五」(『壬生家文書』一二九九号。この文書には「公領撰州安満庄常林寺^(壬生家・大宮家) 両家 和与之儀、為^(後奈良天皇) 内裏様^(後奈良天皇) 被^(後奈良天皇) 仰出^(後奈良天皇) 之間、自^(後奈良天皇) 兩方^(後奈良天皇) 相共可有^(後奈良天皇) 直務^(後奈良天皇)」とある。常林寺は、平安期に小槻祐俊が創建した寺院であり、氏長者が寺領などを管領するものとなっていた(文永十年(一二七三)七月日付「小槻有家・朝治連署起請文」(『官務氏寺起請』「同」一三二二号)。また、「兩家

和与之儀」とは、大永七年九月十二日に成立した壬生家と大宮家の和陸を指すとみられる(『実隆公記』同年同月同日条)。それと同日付で「壬生于恒・大宮伊治連署契状」(『京都御所東山御文庫蔵地下文書』五七号)が作成され、十四日には「壬生于恒・大宮伊治連署契状」が、「一通進^(後奈良天皇) 上^(後奈良天皇) 禁裏^(後奈良天皇)」^(後奈良天皇)とされている(『実隆公記』同年同月同日条)。そして、後奈良天皇に進上された「壬生于恒・大宮伊治連署契状」には「渡領之内、不可^(後奈良天皇) 契^(後奈良天皇) 約他人^(後奈良天皇)」とある。すなわち、

兩官務家は、和陸成立後、後奈良天皇に差し出された「壬生于恒・大宮伊治連署契状」にある「渡領之内、不可^(後奈良天皇) 契^(後奈良天皇) 約他人^(後奈良天皇)」を実行するため、渡領の常林寺に対し「自^(後奈良天皇) 兩方^(後奈良天皇) 相共可有^(後奈良天皇) 直務^(後奈良天皇)」と定めたのである。したがって、「大宮・壬生兩官務代連署奉書」は、大永七年九月十二日付「壬生于恒・大宮伊治連署契状」を受けて、翌月の十月七日に作成されたものと考えられるのである。

- (114) 新井英之「中世後期の地下官人の動向―主殿寮年預を中心に―」（『歴史民俗資料学研究』七号、二〇〇二年）。
- (116)(115) 『地下家伝』「七、主殿寮、佐伯氏、称号小野、中原職行」項。
山科言繼は、自身の日記である『言繼卿記』天文二十年正月六日条において、三善治氏を「中原治氏」と表記している。言繼は、羽林家の資格を持つ山科家の出身で地下官人とは根本的に階層が異なるうえに、治氏と普段から交流していた様子は見られない。それゆえ、治氏のことを詳しく認識していなかった言繼が、姓を「三善」ではなく「中原」と誤記したのである。ただし、治氏が元は中原姓を名乗っており、三善氏を相続する際に改姓したため、言繼が誤って以前の姓である中原を記した可能性があることには留意する必要がある。
- (117) 湯川敏治編『歴名土代』（統群書類従完成会、一九九六年）天文七年大宮伊治項によれば、伊治は同二十年に「於防州山口討死」したとき「五十六才」であったという。したがって、伊治の生年は明応四年となる。そのため、遅くとも天文十五年から活動が認められる三善治氏と伊治の存生期間は重なる。
- (118) 三善治氏の史としての初見は『中原康雄記』天文十五年三月十五日条である。また、外記としての初見は『同』同年同月二十二日条になる。
- (119) 『中原康雄記』天文十七年正月七日条。
- (120)(121) 『中原康雄記』永祿三年正月十五日条、二十七日条。
- (121) 『地下家伝』「五、山口、姓安倍、盛勝」項、『同』「五、山名、姓三善、英芳」項。
- (122) 『中山親綱卿記』文祿三（一五九四）年正月六日条。なお、『親綱卿記』は、遠藤珠紀「『中山親綱卿記』の紹介」（研究代表者遠藤珠紀『室町後期・織豊期古記録の史料学的研究による政治・制度史再構築の試み』〈二〇一三〜二〇一六年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書、二〇一六年〉）による。
- (123) 宮内庁書陵部所蔵『壬生孝亮宿禰記』（函架番号F九・一〇六）慶長五年正月七日条。
- (124) 前掲注（58）参照。
- (125) 『中原康貞記』大永四年正月一日条から高橋之職は外記であるこ

とが判明し、同年二月二十五日条より右少史であることも確認できる。

- (126) 『中原康貞記』大永五年十月二十日条。
- (127) 国立公文書館蔵『師象記』大永六年正月一日条。
- (128) 『中原康雄記』享祿元年五月十四日条。
- (129) 『地下家伝』「五、村田、姓高橋」項。
前掲注（129）参照。
- (130) 十五世紀半ばにみられる両局の構成員一族の固定化は、前掲注（1）中島論文参照。
- (131) 「両局兼帯」の具体的な様相については、別稿を用意している。
- (132) 前掲注（1）中島論文参照。
- (133) 前掲注（1）中島論文参照。
- (134) 前掲注（1）中島論文参照。
- (135) ただし、少内記は、基本的に隼人正流中原氏と「賢」流清原氏で構成され、中継ぎのような形で三善氏が存在するので、外記や史とは様相が異なることに留意する必要がある。

〔付記〕『中原康雄記』の自筆原本を利用するにあたり、所蔵機関である早稲田大学図書館より閲覧の許可をいただいた。記して謝したい。

二〇一九年九月三〇日 受付
二〇一九年十二月一〇日 採択決定

Review of the History of the Rokuigekishi Secretariat during in the 16th Century

MORITA Daisuke

Department of Japanese History,
School of Cultural and Social Studies,
The Graduate University for Advanced Studies, SOKENDAI

Summary

Research on low-ranking officials in the 16th century has been stagnant due mainly to an absence of contemporaneous staff records.

Accordingly, this paper examines the history, responsibilities, and terms of service at the Rokuishi and Rokuigeki that emerged in the 16th century with the hope of laying a foundation for elucidating the actual situation of the Gekikyoku and Benkankyoku.

Our examination confirmed that during this period, members of the main lineage of the Nakahara Hayato family and *Shu* lineage of the Kiyohara family served as the Rokuigeki Secretariat.

Nakahara Yasumasa of the main lineage of the Hayato Nakahara family, and Katayoshi Kiyohara, from the *Ken* lineage of the Kiyohara family, became priests and retired in the early 17th century. A new family of Rokuigeki Secretariat then appeared from a side lineage of the Nakahara family, which had produced Kurodo-shutsuno or brewers' treasurers, and from another side lineage of the Nakahara family, which had become country samurai in the suburbs of Kyoto. From the end of the 16th century to the beginning of the 17th century, the Benkankyoku was served by four families; Abe, Takahashi, Mushiga lineage of Oduki, and Miyoshi. In other words, the organizational personnel of the two bureaus was still unstable during the period from the mid-15th century to the end of the 16th century.

It can also be confirmed from the history of the 16th century that most of the time the secretariat served both bureaus. When the practice of serving both bureaus persisted, both bureaus were operated by a large number of specific family members who aspired to achieve the position of Gokuro, or head chamberlain. The structure of taking positions as lower-ranking officials as opportunities to learn about their family business eventually disintegrated. During this period, instead of a few members of the family monopolizing the echelons from the lower to the upper ranks, a large number of the family members who were in charge shared the responsibilities beyond the scopes of the bureaus to learn their family business and reach the top Gokuro post. In this way, the two bureaus were able to overcome their structural deficiencies, such as shortages of personnel from excessive taking of positions as lower-ranking officials resulting in management by a small number of family members. The two bureaus survived to early modern times without experiencing organizational elimination, consolidation or restructuring.

Keyword: Rokuigekishi, Sengoku, Both stations, Benkankyoku Secretariat, Gekikyoku Secretariat

